＊＊＊・・・＋－＊＊＊＊・・・＊＊＋＋＋＋・・・＋＋＋－－－・・・＋－＊＊＊＊

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2026年 11 月 12 日(木)

NO. 1729 号

本号 3 頁

新潟県憲法会議が畑野氏を迎え交流

憲法を学び、語ろう

新潟県憲法会議と憲法共同センターは 8 日、日本共産党の畑野君枝衆院議員を迎えた「憲法カフェ SP」を新潟市で開きました。畑野氏は、今こそ憲法 9 条の価値を広げることが重要だと述べ、「憲法を学び、語る市民アクションを広げよう」と訴えました。



畑野氏は、「高市政権の改憲の本丸は 9 条改憲」で自民党は全国で改憲集会を開き、憲法審査会を毎週開いて「議論が進んでいる」ように見せて改憲世論の喚起を狙っていると指摘。しかし、世論調査では政治の優先課題は「改憲は数%と低く、国民が改憲を求めていない中で、国会の数の力だけでは強行できない」と述べ、「だから、草の根で国民の中に憲法を守る多数派をつくる運動を広げることが重要」と強調しました。

また、「戦争になったら行くのは自分たち」と危機感を持った若者や女性が憲法を学び直し、ペンライト行動など、高市政権の改憲策動が広がっていることに確信を持とうと話しました。

王毅氏、再び高市発言の撤回を要求

7 日で、高市首相の台湾有事の発言から 1 年になります。中国側は、日本に、レアアースをはじめとする軍民両用（デュアルユース）品目の輸出規制を強めました。訪日自粛の呼びかけまで出し、中国人観光客の数も減りました。

中国の王毅外相が、9 月に、日本国際貿易促進協会（国貿促）の会長として訪中した岩屋毅前外相に、高市首相の台湾有事をめぐる発言は、失言ではないと考えているという立場を伝えたと、6 日、各紙が報じました。複数の関係者の話として、9 月 28 日に、北京の人民大会堂で行われた、王氏と、国貿促の会長の岩屋氏との会談の内容が、政府に共有されたと伝えました。

政府に共有された会談の内容には、高市首相への中国側の不信感と、悪化した関係を改善するための糸口があったと、各紙は伝えました。

われわれはうっかりした失言とはみていない

会談で、王氏は、高市首相が、昨年、台湾有事での日本の介入の可能性を示唆した発言について「われわれは、その発言を、うっかりした失言とは見ていない」とし「高市首相が、長年持ち続けてきた歴史観を表したものだ」と述べました。王氏のこの発言が、高市首相への強い不信感を示したものだと分析されます。

高市首相は、昨年 11 月 7 日、国会で、台湾有事に関する質問を受け「戦艦を使って、武力の行使も伴うものであれば、どう考えても存立危機事態になり得るケースだと、私は考えます」と述べました。 存立危機事態と判断されれば、日本が攻撃されなくても、集団的自衛権を限定的に行使し、自衛隊に防衛出動を命じることができるとの考えです。

高市首相のこの答弁は、台湾有事での日本の介入の可能性を、国会で初めて言及したもので、外交的な波紋を呼びました。中国側は、強く反発しました。

日本側は、存立危機事態について「個別具体的な状況に即して、政府が、すべての情報を総合して、客観的かつ合理的に判断する」という従来の政府見解を「完全に維持する」という答弁書を、

閣議で決定し、事態の収拾を図りました。しかし、中国側が望む高市首相の答弁の撤回は実現せず、日中関係は、悪化の一途をたどっています。

岩屋氏は、王氏に「日本の方針が変わったわけではないという点を、理解してほしい」と求めました。 しかし、王氏は、高市首相のその発言に「歴史観」が含まれているという姿勢を崩さず「日本の指導者が解決すべきだ」と述べたと、伝えられています。

王氏は「高市首相の問題で、(日中) 民間の交流が壊されている」とし、首相が答弁を撤回するよう、繰り返し求めています。

王氏は、会談の終盤には「高市首相も、間違っていると思うなら、撤回するか『訂正』すればいい」と述べ、撤回の要求から、一歩引いた立場を見せる場面もありました。関係改善の鍵として浮上したのは、日中関係の基礎になる「四つの政治文書」でした。王氏は、岩屋氏に、中国側がすでに、日本政府に、公の場で、この文書を読み上げるよう求めたと明かしました。

自維国3党が法案原案　衆院比例31削減　週内にも国会提出

自民、日本維新の会、国民民主の 3 党は 9 日、衆院選挙制度の見直しに関する実務者協議を開き、衆院比例定数を 31 削減することなどを盛り込んだ法案の原案をまとめました。各党内での手続きをへて、週内にも法案を国会に共同提出する方針です。

原案は、3 党幹事長による合意をふまえ、公職選挙法を改定し衆院比例定数を 31 削減します。比例の議席配分方式を、少数政党の議席獲得を阻む仕掛けを含む「修正サン・ラグ式」に変更。比例中国ブロックと四国ブロックを統合し全国 10 ブロックとします。比例と小選挙区の重複立候補者の当選基準を引き上げる規定や、比例名簿登載者が不足した場合は欠員とする規定なども盛り込みました。

比例定数削減後の各ブロックの定数は、北海道 6、東北 10、北関東 16、南関東 19、東京 16、北陸・信越 8、東海 17、近畿 23、九州・沖縄 17、中国・四国は統合して計 13 とし、各ブロックで 2～5 削減します。

一方、3 党間で合意していた複数の政党による比例代表の統一名簿の導入の具体化は今後の検討事項としました。また原案は、今回の見直しは「抜本改革の結論を得るまでの措置」としました。施行日は 2027 年に予定される小選挙区の区割り改定案の施行と同日にするとしました。

民意を切り捨て、議会制民主主義の土台を掘り崩す議員定数削減を 3 党だけの密室協議で決め、法案提出を強行することは許されません。

自民党の憲法審査会での９条改憲に対する主張

今国会で 3 回目となる衆院憲法審査会で、自民の新藤義孝氏は「9 条の論議は国政の根幹に関わる重要事項だ。論点を深掘りするため集中的な討議を行ってはどうか」と提案。各党の発言の後の希望する委員の発言では、自民党の幹事 3 名が発言。鬼木氏は「自衛隊は軍隊」か。北神氏は「自衛隊のポジティブリスト、ネガティブリストについて。和田氏は「必要最小限度の考え方」について発言し、自民党が掲げる 9 条への自衛隊明記について説明しました。

国と国民を守り抜く国防体制が更に確固たるものに

以下、新藤義孝氏は次のように述べています。

安全保障の要である九条について、私なりに整理した意見を申し上げます。国家の究極の目的は、いかなる事態においても国と国民を守り抜くことです。ところが、その一番重要なことが現行憲法には明文化されておりません。

私たち自由民主党は、2018 年、憲法改正の条文イメージとして九条のたたき台素案を発表いたしました。それは、平和主義の理念の下、九条一項、二項に加えて新たに九条の二を追加し、**我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つという国防規定の創設と、その担い手となる実力組織としての自衛隊を明記する**。さらに、その活動を民主的な統制の下に置くためのシビリアンコントロールの明記、これを定めてはどうかというものであります。私は、これにより、憲法の未完成部分を完成させ、いかなるときも国と国民を守り抜く国防体制が更に確固たるものになると考えております。

さらに、この九条改正案には、これまで各会派から様々な意見や御質問をいただいております。まず、自衛隊は軍隊と言えるのか、九条二項の戦力不保持の下で軍隊とは言えず、国と国民を守り抜くための十分な行動ができないではないかという意見が度々聞かれます。10 月 8 日の代表質問で、玉木代表に対する高市総理の答弁を始め、政府は一貫して、国と国民を守るために武力行使をするという点では自衛隊は軍隊と言える、ただし、九条二項の下で一定の制約がある点で他国の軍隊とは違う面がある、いずれにしても、自衛隊が軍隊かどうかは軍隊の定義いかんによる、このように答えております。すなわち、自衛隊は、国と国民を守り抜くため必要かつ十分な行動を行い得る組織であるということであります。私たち自民党も、この政府答弁と全く同じ考えに立っております。

自衛隊の他国の軍隊と異なる一定の制約とは何か、必要最小限度の制約とは、

その上で重要なのは、**他国の軍隊と異なる一定の制約とは何か**という論点であります。この一定の制約に関連するのが、必要最小限度論です。自衛隊は必要最小限度の能力、機能しか発揮できず、国と国民を守り抜くことが十分にできないのではないかという御心配の声があります。しかし、**必要最小限度**とは、持てる能力を十分に発揮できないように限度がかかっているという意味ではないと私は考えています。それは、**我が国防衛の場合にしか武力行使をしてはならないという意味であり、逆に言えば、我が国防衛のためなら、事態に応じ合理的に必要な行動を取ることができる**ということであります。

政府のこれまでの解釈によれば、自衛隊は国と国民を守り抜くために必要にして十分な措置を取ることができると位置づけられるのではないでしょうか。**つまり、他国の軍隊と異なる武力行使における一定の制約とは、相手国領土の占領や占領行政は行わない、自国防衛と関係のない純粋な国際協力の場面で武力行使はしないということを意味する**と私は考えているのです。

一方で、この必要最小限度の制約を取り払うということは、自衛隊が他国の占領行政をしたり、自国防衛と関係のない場面で武力行使をできるようになることにもなりかねないわけであります。この点は極めて重要な論点であり、今後もしっかり議論したいと考えております。

自衛隊の行動はポジティブリスト方式で限定されるのか

もう一つ、これと関連してよく指摘されますのが、**ネガティブリスト、ポジティブリスト論**であります。自衛隊の行動はポジティブリスト方式で限定され、想定外の事態に必要かつ十分な措置を取れないのではないかという心配の声が憲法審でも述べられております。

確かに、これまでの政府は、自衛隊法はポジティブリストで構成されているという旨の答弁をしております。この答弁の趣旨は、自衛隊法が、防衛出動、海賊対処行動、弾道ミサイル破壊措置、スクランブル発進など、行動の種類をいわば見出し又はインデックスとして、ポジティブリストで掲げているということであります。しかし、この点に関して、自衛隊の行動の範囲に着目してみると、**二つの異なる性質**が見えてきます。

一つは、治安出動、海上警備行動、災害派遣といった警察作用であり、この法律による行政の原理に基づいて、活動範囲は法律の規定に限られます。これらは、他国の軍隊と同様のポジティブリストによる行動となるわけであります。

一方で、国防のための防衛出動、すなわち武力攻撃事態や存立危機事態における武力行使という軍事的作用では、国際法遵守の下、自衛隊は国と国民を守り抜くため、事態に応じ合理的に必要な範囲の行動を取ることができます。そのことを定めたのが自衛隊法 88 条 2 項であり、これが発動された場合、他の法律に適用除外規定が置かれているか否かにかかわらず、必要な活動は全て合法的な活動と認定されることができるとなっているのであります。

この部分が私が申し上げるネガティブリストという自衛隊の行動であり、これについては他国の軍隊と何ら変わるところはないと言えると思います。

こうした私の一連の発言は、従来の政府答弁と同じ考え方に立って整理したものであることを御理解いただきたいと思います。このように、九条の論議は国政の根幹に関わる重要事項であり、これまでも議論を重ねてきました。

※皆さん、どう思われますか。すべて、自分たちの都合の良いように解釈し、組み立てているように思えてなりません。